

所属所別の特定健康診査受診率について

(平成30年5月集計※暫定)

平成29年度の所属所別の特定健康診査受診率について、平成30年5月時点において集計した結果(※暫定)を下記のとおりお知らせいたします。

本組合では、平成29年度において各所属所を訪問し、市町村長及び人事労務担当課長等に対象者への受診勧奨等のご協力をお願いしました。その結果、平成29年度は前年度に比べ受診率が上昇しました。

ご協力ありがとうございました。

しかしながら受診率は全国的に見ると依然として低い状況ですので、より一層のご協力をお願いします。

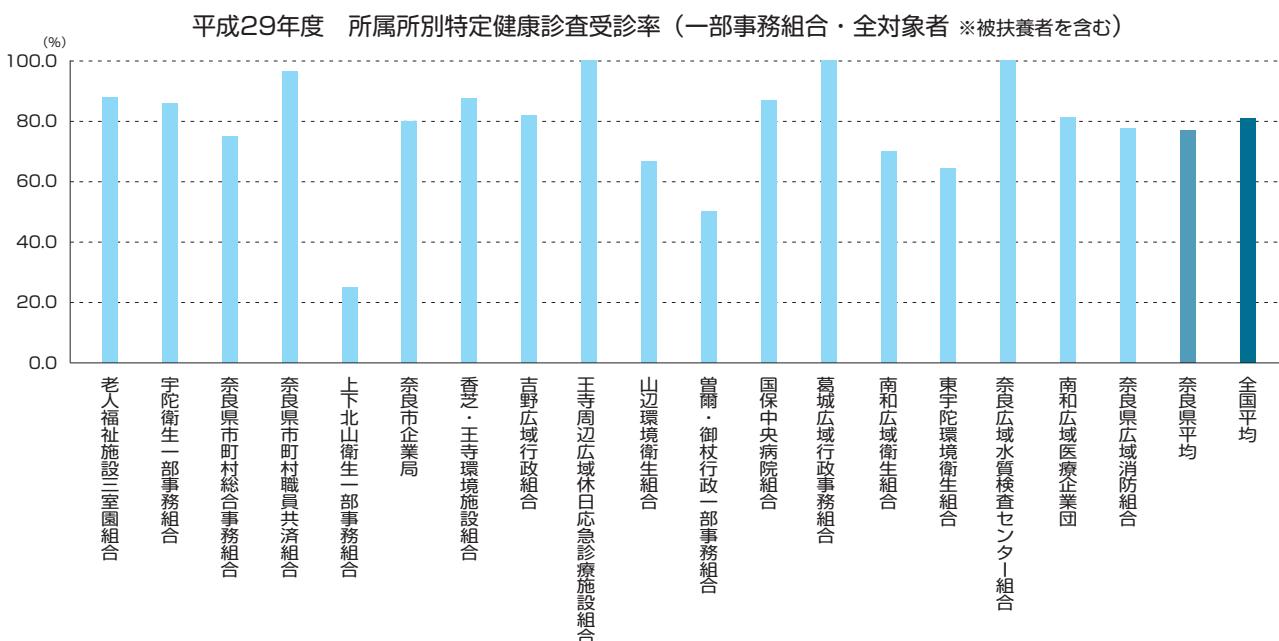
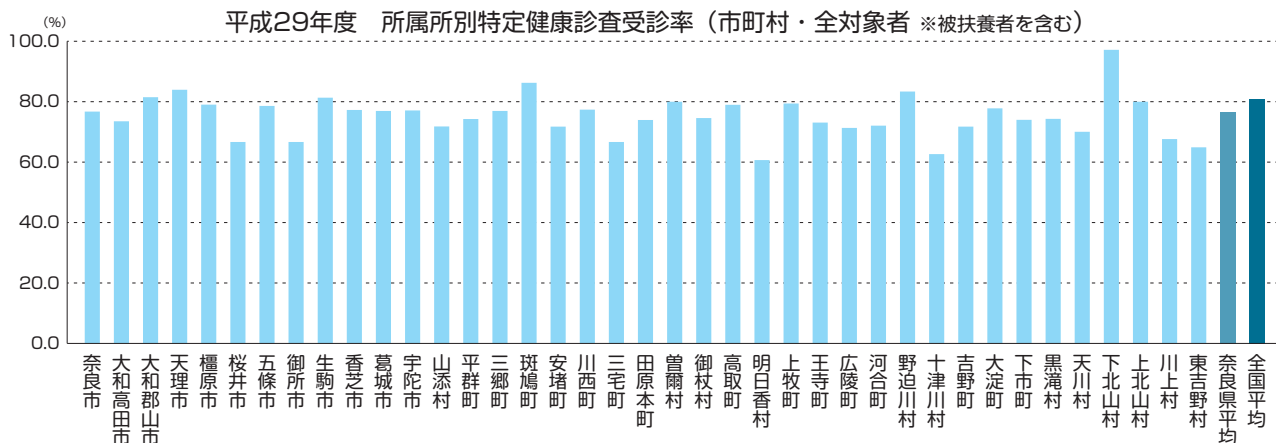
また、今年度より特定健康診査等の受診率等によって、医療保険者として国に拠出する後期高齢者支援金にも加算・減算の判定が行われることとされています。

ご自身の健康保持増進及び本組合の短期給付財政の安定化のためにも、40歳以上75歳未満の対象者の方については、特定健康診査を以下のいずれかの方法にて必ず受診していただきますようご協力願います。

●特定健康診査の受診方法

組合員……①所属所の定期健康診断を受診、②人間ドック受診券(共済組合発行)にて受診

被扶養者……①特定健康診査受診券(共済組合発行)にて受診、②人間ドック受診券(共済組合発行)にて受診、③全国巡回健診(共済組合助成事業)にて受診、④パート等の勤務者について、勤務先の事業所が行う健康診断を受診し、結果を共済組合へ提出



注) 全国平均は平成28年度のものです。